



新宿区

暮らしやすさ
1番の新宿

平成28年第1回区議会定例会
新宿区長定例記者会見資料
平成28年2月17日(水)

事業名	子育て世帯の負担軽減	予算(案)の概要	68・70~73・75~ 77・79・81・89・90	ページ
予算額	52,859千円 (拡充) (前年度予算額 11,580千円)			
取材先	子ども家庭部保育園子ども園課長 月橋 (電話 03-5273-4505) (保育所等保育料) 教育委員会事務局学校運営課長 山本 (電話 03-5273-3086) (幼稚園保育料) 子ども家庭部子育て支援課長 北沢 (電話 03-5273-4163) (ひとり親) 子ども家庭部子ども総合センター所長 小野 (電話 03-5273-4541) (放課後)			

★子育て世帯の経済的負担を軽減します★

幼児教育無償化に向けた取組みの段階的推進

多子世帯等負担軽減の拡充 35,630千円

認可保育所・子ども園・幼稚園・地域型保育事業の負担軽減

■きょうだいを数える範囲の制限を撤廃

子どもの人数を数える範囲を、現行の小学校就学前までの通園児(認可保育所等)、小学校3年生までのきょうだい(幼稚園等)から拡大

■対象



■ひとり親世帯等(※)の負担を軽減

第1子を半額、第2子以降を無償化

※・ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯
・その他区長が生活保護法に定める要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

認証保育所保育料助成の拡充

- きょうだいを数える範囲を認可保育所等と同じ条件に拡大
- 助成内容を拡充

第1子・第2子への助成

(特別区民税所得割額54万円未満)

0歳児	30,000円
1~2歳児	20,000円
3~5歳児	10,000円

・保育の必要性のある第2子の区分(年収約600万円以下世帯)を新設し、保育料を半額助成(上限35,000円)

■ひとり親世帯等の負担を軽減

保育の必要性のある第2子以降の保育料を全額助成(上限70,000円)(年収約600万円以下世帯)



区独自の助成制度

「母子家庭等自立支援事業」の拡充 11,820千円

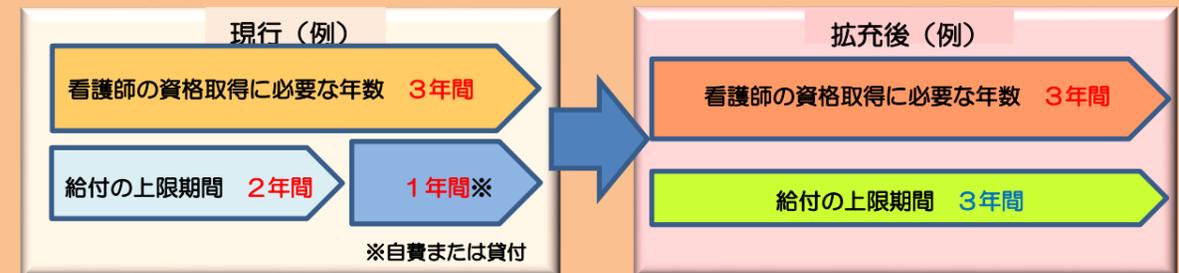
ひとり親家庭の母または父の就職に有利となる資格の取得を支援し、自立を促進するため、給付条件等を緩和します。

自立支援教育訓練給付事業 【拡充 720千円】

教育訓練講座の受講費用の一部を支給する事業
【拡充内容】 給付割合の増による自己負担の減
教育訓練費の40%⇒60%を支給

高等職業訓練促進給付金事業

看護師等の養成機関における修業期間の生活費を補う給付金※を支給する事業
【拡充内容】 給付金期間の延長 支給期間の上限期間 2年⇒3年
※給付金額 @75,000/月(住民税課税世帯)または10万円/月(住民税非課税世帯)



◎対象資格の拡大

2年以上修学する資格⇒1年以上修学する資格
(調理師や製菓衛生師も対象に)



放課後の居場所の利用負担軽減 5,409千円

27年度

放課後子どもひろばの利用者負担

- ・登録料 年額200円
- ・機能拡充ひろばのおやつ代(希望者のみ) 月額2,000円

学童クラブの利用料

- ・基本利用料 月額6,000円
- ・非課税世帯等 月額4,000円
- ・生活保護世帯等 月額2,000円

28年度

放課後子どもひろばの利用者負担

- ・登録料 無料
- ・機能拡充ひろばのおやつ代(希望者のみ) 生活保護世帯等、非課税世帯等 無料

学童クラブの利用料

- ・基本利用料 月額6,000円
- ・非課税世帯等 無料
- ・生活保護世帯等 無料